

瀬戸市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 18 号

瀬戸市知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

瀬戸市知的障害者福祉法施行細則（平成 15 年瀬戸市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第 5 条 法第 15 条の 4 の規定により行われた障害福祉サービスの提供又は提供の委託に関し<u>法第 27 条の規定により被措置者又はその扶養義務者（以下この条において「納入義務者」という。）</u>から徴収する費用の額は、<u>同一の月につき、被措置者が受けた指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）に要した費用（同項に規定する特定費用を除く。）</u>から、同条第 3 項の規定により得た額を除いた額とする。</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第 5 条 法第 15 条の 4 の規定により行われた障害福祉サービスの提供若しくは提供の委託に関し、<u>法第 27 条の規定により納入義務者から徴収する費用の額は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 3 項の規定により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）</u>から、<u>同項又は第 4 項の規定による額を除いた額</u>とする。</p> <p>2 及び 3 &lt;省略&gt;</p>

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。